

令和元年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋市輝北特用林産物生産出荷施設		
所在地	鹿屋市輝北町上百引1911番地2		
指定管理者	名称： <u>輝北町枝物生産組合</u> 代表者： <u>組合長 藤田 治男</u> 住所： <u>鹿屋市輝北町上百引1911番地2</u> 連絡先： <u>099-485-0702</u>		
モニタリング の実施経過	●月例報告（毎月）	●事業決算の確認	●その他
担当部課 （問合せ先）	農林商工部 農林水産課 電話 31-1173 内線 3216		

【モニタリングの総合評価】

輝北特用林産物生産出荷施設は、輝北地区におけるシキミ等枝物の生産活動拠点施設として年間を通して効率的に使用されている。指定管理者である輝北町枝物生産組合は、指定管理者として10年以上を経過し、適切な維持管理を行っている。

月例報告書及び年間の利用実績書の提出もされ、緊急時の連絡体制も確立され万全の管理体制が構築されている。

令和2年度からは、施設廃止・譲渡に伴い、指定管理を終了するが、当該団体が譲渡先団体であることから、今後も特用林産物生産の中核施設として、利用促進を図っていただきたい。

【今後の業務改善に向けた考え方】

《指定管理者が実施・検討する事項》

- ・ 利用者の確保・利用率の向上
組合員の高齢化や減少などの現況を踏まえ、組合員勧誘と利用率向上につながる取組を探る。
- ・ 生産性の向上
地域特産物として、良質な枝物を生産することで所得向上を図る。
- ・ 利用者の確保・枝物生産振興
組合員の高齢化や減少などの現況を踏まえ、組合員確保と枝物の生産振興を図る。
- ・ 施設利活用の方向性検討
施設の利用状況等を総合的に判断し、施設利活用の方向性を検討する。

《施設所管課が実施・検討する事項》

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）	
①合目的性・公平性・効果性	本施設は、枝物の生産活動拠点施設であり利用目的と合致している。 本施設の利用者は枝物生産者であり、施設を利用した枝物の安定出荷に努めている。
(2)業務内容	
①機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）	施設の維持管理を主として、指定管理者が適正な業務を行っている。
②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）	輝北町枝物生産組合は平成9年度に設立され活動を行ってきた実績があり、平成19年度からは指定管理者として、当施設を管理運営してきた実績があり、組合員の連携や管理運営に関する体制は万全である。 ただし、会員の減少や高齢化が進んでおり、今後、組織強化を図る必要があるが、令和元年度に地域内の福祉施設との連携を模索し、共同出荷を実施した実績があるが継続には繋がらなかった。
③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）	条例・規則に基づき、適正な管理が実施されている。 また、月例報告や実績報告書等の提出書類も適正に行われた。
④安全性（安全管理・緊急時等の対応）	枝物出荷最盛期には温度調整器具を使用することがあるため、防火対策には特に注意管理運営している。また、連絡体制網図を作成し緊急時に備えている。
⑤社会性（環境等への配慮）	当施設は、枝物の商品化作業を行う施設であり、茎の切り落としや枝葉の洗浄を行っている。施設の利用者により使用後の清掃等は徹底されており、排水も適正に行われているため、近隣への環境等の影響はない。
(3)事業収支	
①経済性	当施設は、利用料金のみによる運営を行っているため、管理運営費に関する市の持ち出し分はない。そのため、歳出超過となった場合は指定管理者が負担することとなっている。生産者の生産拡大及び所得向上を図ることが必要とされる。
(4)団体の経営状態	
①経営の健全性	収支予算との整合を図りながら、収入に見合った事業を行っている。

施 設 概 要 調 書

1 施設の概要

施設名	鹿屋市輝北特用林産物生産出荷施設		所管課：農林水産課
所在地	鹿屋市輝北町上百引1911番地2		設置年月日：H11.12.2
設置目的	特用林産物の計画的かつ安定的な出荷を図り、地域の活性化及び林業振興に資する。		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市輝北特用林産物生産出荷施設条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積 (輝北町上百引1911-1)	1,758.58m ² (そお農協より借地)
		延床面積	216.6m ²
		《有料》条例第7条に基づき、売上金額に対する3% ※ただし現在は、管理費確保のため、売上金に対する10%を利用者（組合員）から徴収	
	事業概要	(1) 施設の維持・管理 (2) 施設の開放・運営	

2 経営分析評価指標

①事業収支	253,705円	④外部委託費比率	0.0%
②利用料金比率	100.0%	⑤利用者あたり管理運営コスト	768.9円/一人
③人件費比率	0.0%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	0.0円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	247	178
開館時間	6：00～23：00	6：00～23：00
事業開催		

4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等 利用回数	枝物処理場	178件
	計	178件
施設利用 人数	枝物処理場	1,000人
	計	1,000人
相談件数		
講座参加者数		
合計	1,000人	501人

5 事業収支

(単位: 千円)

項目		実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
貸し室等利 用収入	枝物処理場	170	385
	計	170	385
その他料金収入			
自主事業収入			
指定管理料			
その他収入			
収入計(A)		170	385
事業費			
人件費			
修繕費			
通信運搬費			
施設管理費			
印刷製本費			
光熱水費		170	132
委託料			
保険料			
租税			
雑費			
管理費			
支出計(B)		170	132
収支(A) - (B)		0	253

指定管理者自己評価表（町内会用）

令和 2 年 5 月 1 2 日

指定管理者 輝北枝物生産組合

施 設 名 鹿屋市輝北特用林産物生産出荷施設

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	3・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・2・1
	3 個人情報の取扱いは適切に行っているか	3・2・1
安全対策	4 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	3・2・1
	5 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	3・2・1
サービスの質	6 親切丁寧な接客に努めているか	3・2・1
	7 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	3・2・1
	8 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	3・2・1
	9 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	3・2・1
報告事項	10 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	3・2・1
	11 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	3・2・1
経営状況	12 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・2・1
	13 事業収支は妥当であるか	3・2・1
総合評価 (所感)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の点検を定期的に行い、適正な管理に努めた。 ・ 事業運営を安定させるために利用料金の増額に努めた。 ・ 令和 2 年度からは、譲渡を受け輝北町枝物生産組合の直営施設となるため利用促進及び施設管理に、さらに努めていきたい。 	

【自己評価の採点基準】 「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通じた指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。